

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年2月20日

横浜市契約事務受任者  
選挙管理委員会事務局長 武島 和仁

## 1 契約の概要

- (1) 窓あき封筒 40,000 枚の購入
- (2) プリントナー 37 個の購入
- (3) 氏名掲示（小選挙区）13,480 枚の印刷
- (4) 送付書 790 枚ほかの印刷
- (5) コミュニケーションボード 800 部ほかの印刷
- (6) 投票所看板 810 枚ほかの印刷
- (7) 投票所用車椅子の借入
- (8) 投票箱側面表示ほかの印刷
- (9) モノクロレーザーページプリンタ 21 台のレンタル
- (10) 投票所用車椅子の借入 その2
- (11) 衆議院比例代表選出議員選挙名簿届出政党等の名称等の掲示及び国民審査に付される最高裁判所裁判官氏名等掲示共同印刷
- (12) 国民審査投票上の注意（記載台用） 14,100 枚ほかの印刷
- (13) 投票用紙計数機点検調整及び開票当日立ち会い委託（ビルコン）
- (14) 投票用紙計数機点検調整及び開票当日立ち会い委託（ムサシ）

## 2 履行（納品）場所

- (1) 選挙管理委員会事務局選挙課
- (2) 選挙管理委員会事務局選挙課及び18区選挙管理委員会
- (3) 選挙管理委員会事務局選挙課及び18区選挙管理委員会
- (4) 選挙管理委員会事務局選挙課及び18区選挙管理委員会
- (5) 選挙管理委員会事務局選挙課及び18区選挙管理委員会
- (6) 選挙管理委員会事務局選挙課及び18区選挙管理委員会
- (7) 港南区、青葉区、都筑区
- (8) 選挙管理委員会事務局選挙課及び18区選挙管理委員会
- (9) 選挙管理委員会事務局選挙課ほか16区選挙管理委員会
- (10) 鶴見区ほか12か所
- (11) 選挙管理委員会事務局選挙課及び18区選挙管理委員会
- (12) 選挙管理委員会事務局選挙課及び18区選挙管理委員会
- (13) 市内一円
- (14) 市内一円

### 3 契約日

- (1) 令和8年1月19日
- (2) 令和8年1月26日
- (3) 令和8年1月19日
- (4) 令和8年1月19日
- (5) 令和8年1月19日
- (6) 令和8年1月23日
- (7) 令和8年1月28日
- (8) 令和8年1月21日
- (9) 令和8年1月21日
- (10) 令和8年1月28日
- (11) 令和8年1月23日
- (12) 令和8年1月19日
- (13) 令和8年1月19日
- (14) 令和8年1月19日

### 4 履行日又は履行期間

- (1) 令和8年1月21日
- (2) 令和8年2月6日
- (3) 令和8年1月19日から令和8年2月10日まで
- (4) 令和8年1月27日
- (5) 令和8年1月19日から令和8年1月27日まで
- (6) 令和8年1月23日から令和8年1月30日まで
- (7) 令和8年2月3日から令和8年2月12日まで
- (8) 令和8年1月23日
- (9) 令和8年1月23日から令和8年2月12日まで
- (10) 令和8年2月3日から令和8年2月12日まで
- (11) 令和8年1月23日から令和8年2月5日まで
- (12) 令和8年1月19日から令和8年1月23日まで
- (13) 令和8年1月19日から令和8年2月9日まで
- (14) 令和8年1月19日から令和8年2月9日まで

### 5 契約金額

- (1) 475,200 円
- (2) 639,234 円
- (3) 741,400 円
- (4) 261,569 円
- (5) 950,400 円
- (6) 846,681 円
- (7) 390,000 円
- (8) 1,118,040 円
- (9) 823,746 円
- (10) 2,947,560 円

- (11) 627,203 円
- (12) 311,751 円
- (13) 2,547,600 円
- (14) 5,256,240 円

## 6 契約の相手方（名称及び所在）

- (1) 有限会社 シュービ  
横浜市戸塚区深谷町 881-1
- (2) 株式会社 ウチムラ  
横浜市保土ヶ谷区天王町 1-19-1
- (3) 株式会社 ナデック  
横浜市鶴見区矢向 3-15-27
- (4) 有限会社 駒瀬印刷所  
横浜市西区老松町 60 番地
- (5) 株式会社 ナデック  
横浜市鶴見区矢向 3-15-27
- (6) 有限会社 柿野屋印刷所  
横浜市鶴見区豊岡町 25-16
- (7) 株式会社 岡田屋  
横浜市旭区二俣川 2-50-14
- (8) 中屋印刷株式会社  
横浜市南区中村町 2-117
- (9) エイトレント株式会社 東京支店  
東京都品川区北品川 5-1-18
- (10) エイトレント株式会社 東京支店  
東京都品川区北品川 5-1-18
- (11) 株式会社 野毛印刷社  
横浜市中区相生町 5 丁目 79 番地
- (12) 有限会社 柿野屋印刷所  
横浜市鶴見区豊岡町 25-16
- (13) ビルコン株式会社  
川崎市高津区久地 2-5-24
- (14) 株式会社ムサン神静支店  
横浜市磯子区森 2-2-2

## 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

- (1) 衆議院議員総選挙については、1月19日夜に選挙期日2月8日、公示日1月27日と首相が表明した。

窓あき封筒は、選挙人名簿調製にあたり、二重登録の照会を各区選挙管理委員会事務室から他の選挙管理委員会あてに送付するために必要不可欠であり、神奈川県選挙管理委員会からは1月24日までに通知するよう指示があった。

したがって、1月24日までに各区選挙管理委員会を送付できるよう、市選挙管理委員会に納品されるとともに、各区選挙管理委員会に受け渡す必要があり、通常の契

約手続きを行う暇がなく、至急契約締結をしなければ選挙事務の遂行に支障をきたし、有権者にとって償うことのできない損害が生じると考えられたため。

- (2) 衆議院議員総選挙については、1月19日夜に選挙期日2月8日、公示日1月27日と首相が表明し、1月23日に衆議院が解散となった。

プリンタートナーは、各投票所に備え付ける選挙人名簿抄本の印刷にあたり、必要不可欠であり、印刷作業を2月7日中に行う必要があった。

したがって、2月6日までに各区選挙管理委員会に納品される必要があり、通常の契約手続きを行う暇がなく、至急契約締結をしなければ選挙事務の遂行に支障をきたし、有権者にとって償うことのできない損害が生じると考えられたため。

- (3) 第51回衆議院議員総選挙については、1月19日夜に選挙期日2月8日、公示日1月27日と首相が表明した。

氏名掲示（小選挙区）については選挙期日5日前までに納品されている必要があるが、1月27日の夜に原稿が確定してから2月3日の納期までの日数が極めて短期間であるため、通常の契約手続きを行う暇がなく、至急契約締結しなければ選挙事務の遂行に支障をきたし、有権者及び本市にとって償うことのできない損害を生じると考えられたため。

- (4) 衆議院議員総選挙については、1月19日夜に選挙期日2月8日、公示日1月27日と首相が表明した。

送付書ほかの封筒類は、誰もが投票しやすい投票所の環境づくりや、投票事務ミス防止のため、期日前投票所が開始する1月28日より前に納品されている必要がある。

したがって、1月27日までに各区選挙管理委員会へ納品される必要があり、通常の契約手続きを行う暇がなく、至急契約締結をしなければ選挙事務の遂行に支障をきたし、有権者にとって償うことのできない損害が生じると考えられるため。

- (5) 衆議院議員総選挙については、1月19日夜に選挙期日2月8日、公示日1月27日と首相が表明した。

コミュニケーションボードほかの物品は、投票所の運営上、誰もが投票しやすい環境を作るために必要不可欠である。

したがって、投票所の準備期間等も考慮し、1月27日までに各区選挙管理委員会へ納品される必要があり、通常の契約手続きを行う暇がなく、至急契約締結をしなければ選挙事務の遂行に支障をきたし、有権者にとって償うことのできない損害が生じると考えられるため。

- (6) 衆議院議員総選挙については、1月19日夜に選挙期日2月8日、公示日1月27日と首相が表明した。

投票所看板等の各種掲示物は誰もが投票しやすい投票所の環境づくりのために必要不可欠であり、投票所への器材運搬の準備作業前に納品されている必要がある。

したがって、投票所の準備期間等も考慮し、1月30日までに各区選挙管理委員会へ納品される必要があり、通常の契約手続きを行う暇がなく、至急契約締結をしなければ選挙事務の遂行に支障をきたし、有権者にとって償うことのできない損害が生じると考えられるため。

- (7) 第51回衆議院議員総選挙については、1月19日夜に選挙期日2月8日、公示日1月27日と首相が表明した。

選挙期日までの準備日数が極めて短期間であるため、通常の契約手続きを行う暇

がなく、至急契約締結しなければ選挙事務の遂行に支障をきたし、特に車椅子を必要とされる有権者及び本市にとって償うことのできない損害を生じると考えられる。

- (8) 衆議院議員総選挙については、1月19日夜に選挙期日2月8日、公示日1月27日と首相が表明した。

投票箱側面表示等の物品は、投票所及び期日前投票所の運営上、選挙人が投票しやすい環境を作るために必要不可欠である。

したがって、投票所の準備期間等も考慮し、1月23日までに各区選挙管理委員会へ納品される必要があり、通常の契約手続きを行う暇がなく、至急契約締結をしなければ選挙事務の遂行に支障をきたし、有権者にとって償うことのできない損害が生じると考えられるため。

- (9) 衆議院議員総選挙については、1月19日夜に選挙期日2月8日、公示日1月27日と首相が表明した。

ページプリンタは、期日前投票や不在者投票の事務処理では各種書類を印刷し、送付等行う必要がある。

したがって、期日前投票・不在者投票の準備期間等も考慮し、1月26日までに区選挙管理委員会へ納品される必要があり、通常の契約手続きを行う暇がなく、至急契約締結をしなければ選挙事務の遂行に支障をきたし、有権者にとって償うことのできない損害が生じると考えられるため。

- (10) 第51回衆議院議員総選挙については、1月19日夜に選挙期日2月8日、公示日1月27日と首相が表明した。

選挙期日までの準備日数が極めて短期間であるため、通常の契約手続きを行う暇がなく、至急契約締結しなければ選挙事務の遂行に支障をきたし、特に車椅子を必要とされる有権者及び本市にとって償うことのできない損害を生じると考えられるため。

- (11) 衆議院議員総選挙については、1月19日夜に選挙期日2月8日、公示日1月27日と首相が表明し、1月23日に衆議院が解散となった。

衆議院比例代表選出議員選挙名簿届出政党等の名称等の掲示及び国民審査に付される最高裁判所裁判官氏名等の掲示は、投票所において、選挙人が投票する際に必要不可欠である。当該掲示物の印刷は、神奈川県選挙管理委員会が県域全ての発注を一括して事業者に行っているものであり、通常の契約手続きを行うことが出来ず、至急契約締結をしなければ選挙事務の遂行に支障をきたし、有権者にとって償うことのできない損害が生じると考えられるため。

- (12) 選挙期日については、1月19日に内閣総理大臣が1月23日に衆議院を解散し、1月27日告示、2月8日投開票日とする旨を正式に発表した。

期日前投票開始までの日数が極めて短期間であるため、通常の契約手続きを行う暇がなく、至急契約締結をしなければ期日前投票及び当日投票に支障をきたし、有権者にとって償うことのできない損害が生じると考えられるため。

- (13) 選挙期日については、1月19日に内閣総理大臣が1月23日に衆議院を解散し、1月27日告示、2月8日投開票日とする旨を正式に発表した。

選挙期日までに18区の投票用紙計数機の点検調整を完了させることは、衆議院の解散が想定される1月23日をもって契約手続を行う暇がないため

- (14) 選挙期日については、1月19日に内閣総理大臣が1月23日に衆議院を解散し、1月27日告示、2月8日投開票日とする旨を正式に発表した。

選挙期日までに 18 区の投票用紙計数機の点検調整を完了させることは、衆議院の解散が想定される 1 月 23 日をもって契約手続を行う暇がないため

## 8 契約の相手方の選定理由

- (1) 直近の参議院議員通常選挙において当該物品作成納入業務にあたった経験があり、早期確実に対応可能な事業者であると判断したため。
- (2) 有資格者名簿からヒアリングを行ったところ、期日までに確実に当該プリンタートナーの在庫を確保し、納品することができると明確な回答があったため。
- (3) 直近の参議院議員通常選挙及び横浜市長選挙において当該物品作成納入業務にあたった経験があり、早期確実に対応可能な事業者であると判断したため。
- (4) 直近の参議院議員通常選挙及び横浜市長選挙において業務にあたった経験があり、迅速かつ確実に調達可能な事業者であると判断したため。
- (5) 直近の参議院議員通常選挙及び横浜市長選挙において当該物品の一部の作成業務にあたった経験があり、迅速かつ確実に調達可能な事業者であると判断したため。
- (6) 直近の横浜市長選挙において当該物品の一部の作成業務にあたった経験があり、迅速かつ確実に調達可能な事業者であると判断したため。
- (7) 直近の参議院議員通常選挙及び横浜市長選挙において業務にあたった経験があり、迅速かつ確実に調達可能な事業者であると判断したため。
- (8) 直近の参議院議員通常選挙及び横浜市長選挙において当該物品作成業務にあたった経験があり、早期確実に対応可能な事業者であると判断したため。
- (9) 過去の選挙において当該物件のレンタル業務に当たった経験があり、早期確実に対応可能な事業者であると判断したため。
- (10) 直近の参議院議員通常選挙及び横浜市長選挙において業務にあたった経験があり、迅速かつ確実に調達可能な事業者であると判断したため。
- (11) 神奈川県選挙管理委員会が一括して発注した受注可能な事業者のため。
- (12) 令和 6 年の衆議院議員総選挙において当該物品作成納入業務にあたった経験があり、早期確実に対応可能なため。
- (13) 投票用紙計数機は、精密かつ独自の構造であり、専用の点検・調整器具等を必要とすること、1 枚の誤差もなく正確に動作させるため、不具合発生時の機器の点検調整又は緊急修繕を行う者は、機器の構造を熟知していなければならない。その条件を満たすものは投票用紙計数機を開発製作したこの業者しかいないため。
- (14) 投票用紙計数機は、精密かつ独自の構造であり、専用の点検・調整器具等を必要とすること、1 枚の誤差もなく正確に動作させるため、不具合発生時の機器の点検調整又は緊急修繕を行う者は、機器の構造を熟知していなければならない。その条件を満たすものは投票用紙計数機を開発製作したこの業者しかいないため。

## 9 所管課

選挙管理委員会事務局選挙課